じんけん ぶんか まちづくり

とよなか人権文化まちづくり協会

第11号（2006年6月）

な　い　よ　う

■巻頭コラム「飛鳥会事件が教えるもの－同和行政の私物化を許すな」/2
■評議員のページ・このごろ
「バレないこと（証明されないこと）は正義か？」/4
「『マイブーム』は古代ローマ史」/5
■特集「就職差別を考える」/6
■楽遊ガイド「ちょい旅が味わえる道と場所」/9
■役員一覧/10
■蛍池地域から「太鼓サークル、『子どもの日イベント』に出演/11
■豊中地域から「今だから、部落問題にこだわりたい」/12
■差別事件を考える「行政書士による戸籍等不正入手事件が問いかけるもの」/14
■資料室だより/18
■賛助会員募集/19
■あとがき/20

巻頭コラム

「飛鳥会事件が教えるもの
－同和行政の私物化を許すな」

【中川幾郎（理事）】

現在、大阪市の同和行政が厳しい批判の対象となっている。慢性赤字経営となっていた芦原病院への、巨額な公的債権放棄がその一つである。もう一つは、部落解放同盟大阪府連飛鳥支部の支部長（当時）であった小西邦彦容疑者が、同和行政に絡む巨額な公金を私物化し、私腹を肥やしていたという事件である。着服金は、複数口座の預貯金として蓄積されていたほか、女性用アクセサリー、高級外車購入などに使われていた。いずれも大々的にマスコミに取り上げられている。

芦原病院の経営問題はいったんおくとして、小西邦彦容疑者の着服行為については言語道断の行為である。ましてや暴力団との繋がりまで明らかになるに及んでは、情けないのを通り越して呆れるばかりである。報道では、本人はすでに容疑事実を認めている様子である。であるとすれば、部落解放同盟としては、この事件の原因と責任の所在をきちんと説明すべきであろう。なぜなら、容疑としての着服行為は実に長期にわたり、またあからさまに行われていたからである。行政も部落解放同盟も、なぜこれを放置してきたのか。近く府連は除名処分にするという。しかし、「捜査機関ではない。疑惑だけで処分できなかった」（日本経済新聞06年5月29日夕刊「先望鏡」）という反論にも、余り説得力を感じないのは私だけか。

それに長年気づかなかった、あるいは容易に見抜けなかった、というならば、それを見逃し、許してしまうような文化的・構造的欠陥がどこかにあったといわれても仕方がない。これは明らかに、当事者団体としての部落解放同盟の社会的信用を失墜させる行為であることを厳しく自覚しなくてはならない。そのような構造がどのようにして生まれたかを直視し、それを今後いかにして克服するかを、社会に対して説明する責任を果たすべきである。そうでなくては、当事者団体、市民団体としての社会的責任が果たせないのではないか。今まさに、部落解放同盟の、ガバナビリティ（自己統治能力）が問われているのである。迅速に行動すべきであろう。

それだけではない、「これは必ず同和バッシングになる」と北口末広氏が深い懸念を示しているとおり（同じく日経）、事態はその方向に向かいつつある。マスコミにおける同和行政批判がこれによって加速し、同和行政イコール利権の私物化、というイメージが定着するならば、未だなお厳しさを増す同和問題の実在は焦点ぼけしてしまい、自治体の同和行政担当職員の士気にも大きく響くことになる。特別措置法時代の終わりは、新たな自治体責任（自治事務）としての同和行政の時代でもある。つまり、主権者としての自治体市民の不信感を買い、担当自治体職員の使命感を損なうような行為は、徹底的に批判されなくてはならない。

たしかに、小西容疑者のように、厳しい差別がもたらす社会的疎外の結果、暴力団構成員となる人びとがいることは否定できない。しかし、過去に暴力団構成員であった経歴をもつ人が、現在運動に取り組んでいる、ということと、現在も暴力団構成員である（あるいはその繋がりがある）ということとは、全く事の次元が違う。しかし、このような実態が残存していたからこそ、「エセ同和」がはびこり、彼らにつけ込まれる余地が生まれるのである。このような行為は、同盟員がなした行為であってもまさにエセ同和行為そのものである。エセ同和行為は、乱暴な威圧、恫喝的言動・行動がその特徴である。互いの人権を尊重し合う、という前提に立てば、そのような手法が人権の視点からはほど遠いことなど、誰にでも分かる道理であろう。暴力的威圧、恫喝の反人権的文化を許してはならない。それは、同和行政の私物化を許さない、ということにも通じるのである。

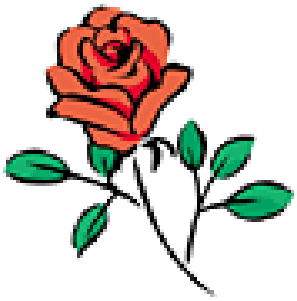

人権文化のまちづくり講座

「語り合おう、子育て」～ありのままの自分で子どもと向き合うために～

●はなし：梁　醸一（ヤン・ヤンイル）さん
（大阪ＹＭＣＡ国際専門学校表現・コミュニケーション学科）

●６月１０日（土）10:00～12:00

●豊中人権まちづくりセンター２階

●対象：市民（主に子育て中の保護者）

●無料

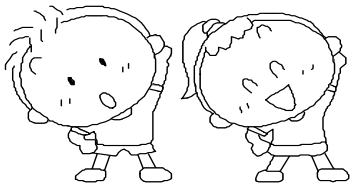

【同時開催】　人権パネル展「みんなで考えよう、子どもの権利」
６月１５日（木）まで、同センター２階で

このごろ

バレないこと（証明されないこと）は正義か？

【山口博之（評議員）】

近頃、「正義とは何か？」を問うことよりも「バレないことが正義」と考える風潮がつよくなっている。

私は一人の障害者として、「精神看護エクスペール　１７巻　精神看護と法・倫理」（中山書店）に「障害者自立支援法に対する思い」として、次の文章を入れた。

……法律があまりにも急に成立をしたことに対し、我々の怒りと悲しみは非常に大きなものがある。現行の政府与党（自民党・公明党）は結果責任を負い、障害者に対する人権侵害が実証された時には、「挙証責任」をもって応えてほしいものである……

◆挙証責任

訴訟上、裁判所はある事実の存否について証拠から判断できない場合、存否いずれかに仮定して裁判がなされるが、その仮定によって受ける当事者の不利益をいう。

刑事訴訟法では検察官が、民事訴訟では原告が挙証責任を負う。立証責任・証明責任ともいう。たとえば、金銭を貸したということが証明できない場合、金銭は貸していないとされて訴訟は進行するなどである。

さて、橋本龍太郎元首相の１億円のやりとりを例に考えてみると、政治家の「結果責任」を問う限りにおいて、彼はクロとされる。なぜなら、「金を貸した」と言う人がおり、企業があるからである。しかし、刑事事件で裁けなかったのは、「政治家としての彼に国民に対する誠実さ」と「挙証責任」がなかったことに尽きる…と私は思う。昔からの法に対する諺に「挙証責任を負う者は敗ける」というものがある。彼はこのことを知っており、「皆さんがそうおっしゃるならそうでしょう」、しかし「私は知らない」という形で逃げたのである。

もし、「国家と国民に責任をもって応える政治家」ならば、それこそ「政治家としての私を貶める者」として原告の側に立ち、挙証責任をもって証明すべきであろう。しかし、彼は原告になることをしなかった。これが挙証責任を持たない者のずるさである。

政治家がこれをすると、公務員・国家資格者から、はては民間企業も真似ることになる。アメリカでは、こ

のズルサの被害者が医療において輩出したことから、専門職としてのサービス提供者は被告となっても挙証責任を持つ者とされており、自らを証明する責任を持たされる。

日本でもこのことを考えないと、差別や疎外が腹の内（証明されない心の内）で拡がり、「泣き寝入り」の現実がふえるおそれがある。バレないこと（自ら判断しないこと）は正義ではないことを訴えたい。

このごろ　「マイブーム」は古代ローマ史

【小林理子（評議員）**】**

今の私の「マイブーム」は古代ローマ史。と言っても難しい歴史読み物を手にしているわけではありません。４年前、私の目がイタリアに向きはじめた頃から読み始めた作家塩野七生氏の著作を通してであります。

なぜイタリアか？それは私の仕事の中心となっている「オカリナ」が生まれたのが北伊のBudrio（ブードゥリオ）という小さなまちであったことが発端です。それからというもの毎年１回ないし２回渡伊しては向こうに友人を作ってきています。

さて、話を元にもどして、ある一面からだけではありますが「古代ローマ史」にふれていると、その成り立ちや繁栄の過程でとても寛大な性向がうかがい知れるのです。思わず心の中で「すごい！」という感嘆の声が出てきます。敗者をもそのまま受け入れ、その生活様式や信教などを変えさせたりしない。他者のよいところは学び取り入れていく。あくまでも今私が触れている時代に限ってのことかも知れませんが。

しかし、現代の人間が古代を超えているとはとうてい思えません。少しの違いを受け入れられなかったり、他者の信教を認められなかったり、とても寂しいことだけれども現実です。

ところで、今でも結婚や就職では「差別」行為が大きな力をもってまかり通っているということを新聞報道などで知る機会にふれ、私たち日本人の小ささを見せつけられる思いになります。しかし、「寂しいこと」で終わらせられない事実です。このことを考える時、私のなかでは領家先生がお話された一つのことがよみがえります。

―視点を変えて考えよう。悲しい寂しいことをする人たちと同じレベルにたつのではなく。

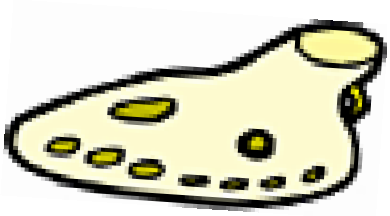

特集　就職差別を考える

【八塚勇一（事務挙局長）】

■６月は就職差別撤廃月間

毎年11月末に開かれる全国人権・同和教育研究大会の報告書を読むと、進路保障の分科会のレポートに必ずと言っていいほど生徒への就職差別に取り組んだものがあります。就職差別は、発覚のしにくい差別です。企業内の基準で採否が決められ、多くの場合、その理由は通知されません。

その実態が表面に出てくるのは、面接時での不適切質問についての生徒から報告があり、取り組む体制のある学校が追求する中で明るみに出てきます。もしくは、部落地名総鑑事件（1975年、2006年）やアイビー・リック社事件（1998年）のように購入していたり、利用していたりしていて発覚したこともありました。

就職差別に対する取り組みは、1970年頃から高校での取り組みが中心にすすめられ、統一応募用紙に結実していきました。それ以後も継続され、全国化し、何回かの改訂やJISの履歴書に反映されてきました。

■本籍地記載など驚くべき実態

読まれた方もおられると思いますが、5月1日付けの解放新聞（中央版）に長野県の市町村の「職員採用に関わる受験申込書」の調査結果の報告が載せられています。調査したのは「NPO法人人権センターながの」で昨年末から1月20日までアンケート（公表が前提）によって行い、86市町村のうち80市町村からの回答（電話での催促の結果）がありました。

99年の「職業安定法」の改定で収集してはならない個人情報として①人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項　②思想および信条　③労働組合への加入状況と決められています。また自治体は、企業や団体などに対して就職に関する身元調査、差別につながる調査・面接、書類の提出を求めてはならないと指導する立場にあります。

ところが、

本籍地	３１（うち全記入は１３）
帰省先	１４
世帯主・保護者名	３１（未成年者のみ記入９）
世帯主・保護者住所	１９（未成年者のみ記入９）
家族構成	２８

と、あきれたとしか言いようのない結果（一部）になっています。

本人の責任でない事項（出身地《本籍》、親の職業・財産）や思想・信条（購

読新聞、クラブ活動、好きな本）は、採否の判断材料にさせないために応募用紙を変えてきたのに、そのことが全く理解されていません。就職は、生活安定への第一歩です。課題を抱える子どもにとって、自立した生活、社会人への入口です。それを壊さないために様々な取り組みが行われてきました。「言わない・書かない・提出しない」とすべての生徒が同一歩調をとるようにしてきたのです。そうしたことのあからさまな否定です。

■根強い差別の土壌

なぜこのようなことが今でも必要なのかは、アイビー・リック社という調査会社を利用した企業が、その報告書に基づいて何をしたのかを考えれば明らかです。――「赤旗」を購読しているのは共産党支持者らしいと不合格。創価学会員らしいと不合格。部落出身らしいと不合格。父親が組合活動家だと不合格――など、判断基準としてはならないもので採否を決めていました。調査の過程で、将来親の介護をし、転勤を拒否する可能性があるからと長男は不合格などというのまでありました。

部落差別をはじめ様々な差別は、人の頭の中にあるだけでなく、具体的な現象として現れます。その現象をどのように捉えるのか・どのように対処するのか？わたしたちにそのことが求められています。先の長野の調査結果は、1月末に研究集会で公表されましたが、4月17日現在、どこの市町村からも問い合わせがないそうです。追及されないと変わらないのでしょうか。豊中市では、協働型の市職員の育成といわれていますが、市民の立場に立って考えられるとはどういうことなのか。

■差別の現実に切り込む施策・事業を

ところで、2000年に行った大阪府の実態調査で、部落の中での失業率の高さなどから就職困難層（中高年、母子、障害者、部落など）への就労支援のための事業を大阪府はたちあげました。豊中市でも労働会館で就労支援センターが取り組まれています。成果があるということで今年度から増員されています。さらに経済的理由で進路選択が阻害されてはならないと進路選択支援事業が豊中、蛍池両人権まちづくりセンターを会場に人権教育企画課が取り組んでいます。この事業も本格実施になったようです。そして、人権侵害にあっても相談しない人が多いということで協会が委託を受けて人権相談を両センターで行っています。

差別や人権侵害の現実を変えるための取り組みは、時には揺り戻しをしながらも着実に進んできていると思いますが、調査をすることはその結果を見て、現状を改善するために新しい施策の展開を考えることだと改めて強く思います。

●地域就労支援センター
豊中市三和町１丁目１番６３号
市立労働会館内
ＴＥＬ ０６－６３３４－５２１１
ＦＡＸ ０６－６３３４－５２１６

(9) 第2267号（第3種郵便物認可） 2006年5月1日 解放新聞

「職員採用にかかわる受験申込書」の現実

本籍地記載など驚くべき実態が

【長野支局】第43回長野県部落解放研究集会（1月31日、千曲市の上山田文化会館でひらかれた）で報告された「職員採用にかかわる受験申込書」その現実――県内の市町村調査からわかったこと（報告は高橋典男・「NPO法人人権センターながの」事務局長）の内容を要約して紹介する。

調査期間　2005年末から2006年1月20日

回答数　県内市町村数　86

回答	80
未回答	6

調査集計　問題・課題（「職業安定法」違反内容など）

問題・課題項目	市町村数	
本籍地の記入	31	内、本籍全記入は13
「帰省先」	14	
世帯主・保護者名	31	内、「未成年者」のみ記入9
世帯主・保護者住所	19	内、「未成年者」のみ記入9
家族構成	28	
クラブ活動（自己PR以外）	24	
男・女（「性別」記述でない）	45	
地方公務員法・欠格条項（以外の内容）	6	
欠格条項（聞き方「有る・無い」記述）	9	

この表は、「NPO法人人権センターながの」のホームページから転載

「いまの用紙を使用しはじめたのはいつからですか」

	市町村数
2年以内	15
2－5年以内	3
5～10年以内	20
10～20年以内	14
20年以上	4
わからない	20
無回答	4

「『意見』『苦情』など住民からの問い合わせが過去にありましたか」

	市町村数
あった	2
なかった	76
無回答	2

今後のとりくみの方向として、この調査結果をさらに分析し、「人権センターながの」のホームページで公表していく▷企業などにも調査していきたい▷身元調査、統一応募用紙の歴史などについて、しっかりみんなが理解していく研修が必要。研修内容については、「人権センターながの」も提案していきたい。

地方税滞納の有無まで

職員採用での受験申込書について県内すべての市町村に調査をした。そのポイントを要約して報告したい。

調査は、2005年末から1月20日までに市町村にアンケートをおこない、「結果」は公表させてもらうことをお願いした。

指導機関で問題点が

なぜ、調査を実施したかというと、市町村・企業・団体でおこなっている職員採用にかかわって、差別の現実がある。とくに、「部落の人たちの命が奪われてきた。だからこそ、壬申戸籍の開いを部落解放運動が全国各地でおこなってきた。そして、今から30数年前に「統一応募用紙」をかちとってきた。96年に抜本的な改正がおこなわれた。また、99年には「職業安定法」が改正され、そのなかで、収集してはならない個人情報として、①人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項②思想及び信条③労働組合への加入状況、と法制化された。市町村は、企業や団体などにたいして、就職に関する身元調査、差別につながる調査・面接、書類の提出をしてはならないと、指導することが徹底されているはず。

その指導機関である市町村行政が、どのような職員採用をおこなっているのか、ということからだ。

県内86市町村で80市町村が回答した。（再度の電話で調査に答えていただけるよう要請した結果）つぎのような対応もあった。「書類をなくした」「そんなもの必要ないだろう」「なんのために調査するのだ」「統一応募用紙って何だ」「採用試験の意見」。もう一つは、「家族状況欄はどうして」というもの。それにたいして、その市町村は、「地方税の滞納に関する状況申告のために調査する」と回答したアンケートに記入されていた。また、その書類を見ると、家族一覧表に全家族の名前・職業・勤め先、そして地方税を滞納しているかの有無を書かせていた。

改訂したはかりだが

いつ用紙を改訂したのかを問うと、2年以内は15、2－5年以内は3、5－10年以内は20、10－20年以内は14、20年以上は4、わからないは20、無回答4市町村。

最近、「改訂」したにもかかわらず、ほとんどの市町村に問題・課題がある。

過去、市町村の職員採用にかかわる申込用紙について、住民から「意見」、「苦情」があったかと尋ねる調査項目では、「あった」という市町村は2つ。

その内訳は、「その市町村に（居住する）人、住所要件設置の意見」。もう一つは、「家族状況欄はどうして」というもの。それにたいして、その市町村は、「地方税の滞納に関する状況申告のために調査する」と回答したアンケートに記入されていた。また、その書類を見ると、家族一覧表に全家族の名前・職業・勤め先、そして地方税を滞納しているかの有無を書かせていた。

7点の問題点が

2年前に「改訂」したはずの申込書には、それ以前の申込書にはなかった「本籍地」を書かせる欄がでてきたり、「あなたのことを十分知っていて、保証できると思う2人以上の名前・住所・職業」を詳しく書かせたり、戸籍謄本頒布との関係を書かせたりする市町村もあった。

国税カードの内容で、本籍や家族構成、クラブ活動、保護者としている言葉、保護者は何か、命令の通し方は何かを書かせるものまであった。

添付書類に家族調査も

さらに、添付書類に家族履歴をつけているというところもあり、父母の死亡年月日の記入や旧姓、姓が変わった年月日を書かせる市町村もあった。健康診断書のなかにも問診を聞いたり、家族の健康が否かを書かせるものまであった。

今後の問題点として、①市町村職員採用にかかわり、今まで受験者・住民から人権侵害との「指摘」がない②とくに、これまで市町村職員から何の疑問もなくきている。それは職員個人の問題なのか③就職差別との関いと、とりくみの歴史をふまえないと人権侵害は繰り返される④「問題」個所を変えればいいだけで済む問題なのか⑤「身元調査・就職差別するつもりはない」という意識の存在が心配される⑥県と県教委をはじめ、他の職種や関係機関団体などではどうなのか⑦就職差別撤廃と人権尊重について、企業などを、指導」する立場にある市町村が、こうした状況での今後の方向を明確にすべきである。

楽遊ガイド

ちょい旅が味わえる道と場所～雨あがりが最高です。一つ目のトンネルをぬけると一庫ダム。 緑と風がどっとせまってきます。 七つ目をすぎるとそこは能勢～

【石原　敏（評議員）**】**

新緑が目にしみる季節です。緑があり風を感じれるのは気分がいいです。箕面の山並がくっきり見えるだけでもほっとします。池田での渋滞がなければ50分で緑の真っ只中です。池田へも、箕面から抜ける道を走るのがおすすめです。173号線を亀岡方面へ。

トンネルを通過するごとに感じる風が違ってきます(冬は寒さが)。緑の薫りが強くなってきます。ゆっくりと走る軽トラの後につけば曲りくねった道の左右の景色を楽しめます。七つ目のトンネルをすぎると能勢です。田や畑の中の町並みを走り、汐の湯温泉を過ぎ、さらに少し走ると、るり渓手前の急坂へと続く山道に入ります。まもなく右手にログハウスが現れます。ここが、オーガニックカフェ“気遊”です（下の写真)。

なまえどおり、気と遊んでいる、ということを感じとれます。室内でももちろんですが、この季節はウッドデッキが絶対オススメです。173号線沿いということを感じさせない静かさもあります。ハーブを使ったカレーでも、マスター手作りの窯で焼かれたパンでも食して、デザート、ハーブティなど味わい、緑の中に身を置き、風の音・薫りに浸りきって、ゆっくりとした、時間の流れにまかせてください。生き返ります。

ライブもやっています。でも私は一度行ったきりで、懲りごりです。私が行くのは昼です。夜はほんとうに真っ暗なんです。漆黒の闇というのをはじめて経験しました。往路とは逆に、七つ目のトンネルを過ぎ、山下の街の灯りを見るまでは、必死のハンドル捌きでした。

なにはともあれ、機会があれば、通り過ぎないで立ち寄ってみてください。ゆったりとした気分で、ゆったりとした時間をとれる余裕がある時はぜひに…。(月・火は休み)

市内にもお気に入りの道と場所があります。一つは、豊中市・伊丹市クリーンランド手前数百メートルです。桜の季節は特にいいです。緑もいいです。そして、クリーンランド５階のレストラン「天空」です（次項の写真)。南側が総ガ

ラスで、広々とした店内は落ち着きます。猪名川をへだてて、園田競馬場が真下に見えます。平日の開催日なら、音はありませんが、レースが見放題です。大阪の街も180度見渡せます。欲を言えば、ランチの品数と味とコーヒーがもう少し…だったらいいのですが…。

二つは、二ノ切から、千里中央へ抜ける、南丘小、九中の道です。桜の季節も今の緑もいいです。そして、千里中央サイエンスビルの１階吹き抜けロビーです。昼時は混雑していますが、少し外すと、エスプレッソのWを飲みながら本を読むのに最適です。近辺では有数の品揃えの田村書店で、ミステリーの文庫本を手に入れれば言うことなしです。陽と風を感じることができます。

三つは、ぜんぜんロマンチックじゃない、ロマンチック街道の野畑橋から新御堂へ抜ける北緑丘の道です。名前通りに、今の季節の緑がいいです。

最後に季節は外れましたが、桜の穴場です。豊中保健所と市役所の間にある墓地の桜が見事です。季節には車を止めて桜を見上げながら昼寝でもすれば言うことありません。

役員一覧

2005年4月～2009年3月（五十音順・敬称略）

【理事】

島田　勝彦	（豊中地域）
中川　幾郎	（帝塚山大学）
西村　寿子	（部落解放・人権研究所）
平尾　和	（市民活動ネットきずな）
前田　勝正	（蛍池地域）
溝口　正美	（豊中地域）
八塚　勇一	（豊中地域）
山本　重義	（蛍池地域）
領家　穣	（関西学院大学名誉教授）

【評議員】

アン・ケーリ	（神戸女子大学）
石原　敏	（市民）
大川　一夫	（弁護士）
岸本　賢一	（企業人権協）
小林　理子	（市民）
島田　忠雄	（人権協）
島田　房美	（豊中地域）
高野　アヤ子	（人権協）
田中　渡	（校区社協）
谷村　政廣	（市民）
玉置　好徳	（梅花大学）
西田　正一	（蛍池地域）
花村　こずえ	（蛍池地域）
藤田　哲也	（市人権）
本郷　和平	（人権文化部長）
村上　茂之	（健康福祉部長）
山口　博之	（市民）
山田　輝雄	（豊中地域）
山元　行博	（教育次長）

※岸本、藤田、山元さんが新任です。

【監事】

北村　倫伸	（摂津水都信金）
谷村　政廣	（市民）

※二人とも新任です。

蛍池地域から

太鼓サークル、「子どもの日イベント」に出演

４月30日に吉祥院福祉センターに出かけ、講習会を行いました。保存会の方がそろわれたところで、練習してきた「獅子と土蜘蛛」を見ていただきました。「これやったら、もっと動きをつけていったほうがいいわ」と感想を言ってもらい、その後、細かい練習を行ないました。

獅子は元気よく踊った後は、徐々に疲れてくるので、その動きをはっきりと見せることと、休むときはまわりを警戒しながら眠りにつくように指導がありました。また、新しく「のみとり」という動きも教えていただき、「練習して、取り入れていきや」と言ってもらいました。土蜘蛛は回転しながらの動きを増やすように指導がありました。そして、蜘蛛の巣をまくときは、「獅子との距離をはかって、大きく投げるように」と助言がありましたが、投げることをあせってしまっていたので、「余裕を持って投げても大丈夫。1番の見せ所やから、落ち着いて距離を見てから投げや」と話してもらいました。太鼓、鉦、笛の演奏については、「全体的にテンポが速いから、獅子の動きや土蜘蛛の動きを見ながら、徐々に上げていくように」と指導があり、とくに太鼓はアクセントをもっと響かせるように練習をしていきました。

部分練習に時間をかけた後、教えてもらったことを参考にして、もう一度通して演じ、保存会の方から「これやったら大丈夫や」「もう少し時間があるから、頑張って練習して、いい発表をしいや」と言っていただきました。子どもたちもさらに、動きを深めることができました。

５月５日（祝）には、大阪国際空港で行われた「子どもの日イベント」に出演しました。会場では、午前10時から飲食店やゲームコーナー、物産展などのテントで賑わい、もちつき、南京玉すだれ、ファッションショーなどの出し物が次々と発表されていました。12時45分から出演で、「篠笛～大太鼓」「六斎念仏・獅子と土蜘蛛」「サムルノリ・三面太鼓セッション」「地天～魁」の４曲を続けて演奏しました。子どもたちの緊張感のある、精一杯の演奏に、一曲ごとに大きな拍手がありました。

【福島智子（事務局）**】**

豊中地域から

今だから、部落問題にこだわりたい

～保育教育協議会２006 年度のスタートに４7 人～

去年の反省をふまえ、今年度は学期に２回は必ず集まろうと、1回目を5月10日にもちました。何と総勢47人（保護者・支部：5、センター保育所：6、児童館：3、五中：18、克明小：15）もの参加で会場がいっぱいになりました。ほとんどが初顔あわせで、少し緊張したムードの中、自己紹介からスタート。つぎに、それぞれから今年の取り組みについての報告、それをうけてのフリートークであっという間に2時間が過ぎました。以下は、江尻さん（克明小）にまとめてもらった概要のフリートークの部分です。

○住宅のちらしに「人権まちづくりセンター」が載らなかったことを教材にと話し合ってきたが、去年、それを保育所が人形劇「地図から消された忍者村」として取り組んだ。学校でも活かせるのではないか。（保護者）

○「ぼくも結婚差別受けるんかな？」と親に聞いた子ども、卒業式のあと「仲良しはできたけど、ほんまのことを言える友だちはできなかった。これからつくっていく」と言った子ども、学校の職員は重い宿題を背負ったと認識している。（五中）

○「１枚のちらし」「返された遊び券」「解放子ども会」などに取り組んだ当時、家庭訪問をして保護者と部落問題について話をしてきた。部落差別が顕在化していない今、どう取り組むか考えていかなくてはならない。（克明小）

○一昨年の全同教での五中の報告にあった「ぼくは、こういう場には参加していたい」という気持ちがよくわかる。（克明小）

○当たり前のように「子ども会」で知って大きくなった。同じ痛みを持つ友だち、相談できる先生や大人がいた。娘はどこに相談しにいくのか不安でしかたがない。何かあったとき支えられる友だちをつくってほしい。勉強も大切だけど、人間をつくってほしい。いっしょにつくっていきたい。（保護者）

○子どもが高校生になって、このあいだの集まりから帰って、「Aちゃん来てたで」と言うと、「なんで電話してくれへんかったん、おれ行ったのに…」と言ったのがうれしかった。下の子も中学に上がったら同じ学年の子とつながってほしい。（保護者）

○子どもたちが集まったときはみんないい顔をしている。成長するなかでつらい時期もあるが、つながって乗り

越えていってほしい。（保護者）

　また、特に若い１年目の先生からコメントをもらいました。
○自分が中学生のときは人権教育もあまりなかった。子どもとともに勉強していきたい。

○他県から大阪に来て、保育所からしていると聞いて驚いた。勉強していきたい。

○「子ども会」の友だちがいっぱいいた。大学へ行って、知らない人がいることに驚いた。伝えていきたいと思った。

○「子どもたちが胸をはれるように」「笑顔でいられるように」という言葉が印象に残った。

○豊中出身だがあまり知らない。自分がここにいていいのかと思うが、できることをしていきたい。参加していきたい。

47人の立場や年齢はもちろん、生活体験もちがい、共通項を見つけることは不可能に近いですが、部落問題と向き合おうとする気持ちや思いでつながり、それが子どもたちの確かな道を拓いていくとりくみを生み出すエネルギーになっていけばと思います。47人の輪が広がっていくことも…。
（佐々木寛治）

【報告　**江尻暁子**（克明小学校）】

情報BOX　蛍池

６月１８日（日）　ふれあい教育研究集会　9:15～10:00　蛍池小・十八中
　　人権から地域を考える集い 10:30～12:00　蛍池小・体育館
７月２日（日）　高齢者交流の集い　10:00～14:00　蛍池人権まちづくりセンター
７月２２日（土）　蛍池納涼祭　17:20～21:00　十八中学校グランド

情報BOX　豊中

７月１８日（火）　人権サロン（別紙のチラシをごらんください）
７月２２日（土）　ひと・まち・であい「夏まつり」　18:00～　克明小グラウンド
８月４日（金）　人権文化のまちづくり講座　19:00～21:00　豊中人権まちづくりセンター　「地雷畑で見た夢～地雷廃絶を目指して～（はなし：鬼丸昌也さん／特定非営利活動法人「テラ・ルネッサンス・」代表）

差別事件を考える

住民基本台帳法および戸籍法は、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士の８業種の者が職務上請求する場合には、住民票や戸籍等を取得できることを定めています。これは「職務上請求」と言われるもので、これらの８業種が社会的に有用な役割を果たしていることをふまえた特例措置です。ところが、あろうことかこの「特権」を悪用した事件が明るみになりました。以下は、５月１２日に開催された協会の第１回評議員会での特別報告の要約です。

行政書士による「戸籍等不正入手事件」が問いかけるもの

安田幸雄さん（解放同盟大阪府連）

事件の発端

加古川市のＡさんと興信所の経営をしていたＧさんとの間でお金の貸し借りがあり、ＧさんはＡさんに「お金を返した」と言い、Ａさんは「返してもらってない」ということになり、ＡさんがＧさんを訴え、Ｇさんは「私はお金を返してる」と興信所の業務日誌を出しました。その中に「戸籍を取った」とか「部落地名総鑑のやりとりがあった」とかいうことが書かれていたわけです。

それを見つけたＡさんが解放同盟兵庫県連の方に「こんな日誌が書かれています、これは大変な問題です、同和地区の人の戸籍が調べられています」と連絡し、兵庫県連が立ち上がった訳です。いろんな人に事情聴取して、Ｙ元行政書士が６５３件も不正に戸籍を取得していたこと、Ｋ元行政書士が２２００枚も不正に戸籍の職務上請求をおこなっていたこと、Ｔ行政書士が１８００枚も不正に職務上請求をおこなっていたことなどが明らかになりました。

不正入手が判明

昨年４月の神戸新聞には、

「開業したのは７年前、閑静な住宅内にある自宅敷地内に事務所を開設した。依頼が少なく看板を出した以上もっと仕事をしたいという気持ちがあったと当時をふりかえった。不正取得に関わったのは約４年前（２００１年頃）、突然、加古川市の興信所から電話があり、『弁護士に依頼された調査報告書をつくるため住民票と戸籍謄本がほしい』と言われたわけです。その加古川の興信所とは全然取引もなく名前も知らない、戸籍に記載されている人からの依頼ではないということも分かっていたが、これも仕事と思い、戸籍を取った」

と書かれています。

つまり、全然知らない興信所の人から「この戸籍を取って」と頼まれて、本人（戸籍を取られた人物）は全然そんなこと言ってないのに「これも行政書士の仕事かな？」と思って取ったということです。その後もずっと「仕事として処理

しなくてはいけない気持ちになった」とか、一方では「他の人もやっているのではないか」とか言い、最後、このことがやってはいけないことだと分かり「私は軽率だった」と言っています。しかし、軽率では許されない問題です。

「職務上請求書」を使えばフリーパス

ある人とある人が結婚する場合、片方の人が同和地区の人とは結婚したくない、確実にこの人が同和地区出身ではないということを明らかにしたいと思っている人が大阪府民の中に何人もいます。そういう人が興信所に「調べてください」と話します。興信所の人は自分では戸籍を取れないので、他人の戸籍や住民票を簡単に取れる「職務上請求書」を使える行政書士を使って取っていたということです。「使用目的」の欄には「相続資料」と書くだけで取れた、つまり、行政書士はやりたい放題というわけです。

同和地区かどうかを調べる

その後、興信所は行政書士から戸籍や住民票をもらって部落地名総鑑と照合していたというのは間違いないです。それから「依頼者への返答」は、書類は一切書かれなかった。「この人は同和地区の人ではありません」とか「この人はどこそこの地区の同和地区の出身者の方です」というのは全部電話でされていた。つまり。証拠を残さないようにされていたというのが明らかになりました。ですから未だに証拠が出てこないんです。また、興信所、府民、行政書士の中で金のやりとりがあったということもわかっています。

とられている本人はわからない

豊中市が関係するＩという行政書士もいます。結婚される二人の方がいて、色々話をしていると、なんか知らんけど自分のことを相手の人が全部知っている、なんであの人は私のことを知っているんやろう？ということで、おかしいということで情報公開請求をやったわけです。そしたら全然頼んでない行政書士が戸籍を取っていたということがわかりました。ですから、行政書士や弁護士や司法書士がどれだけ戸籍や住民票を取っていてもわかりません、教えてくれませんから。要するに絶えず自分が役所にいって情報公開請求をやって「私の戸籍取られてませんか？」と心配しないといけないシステムに今はなっています。

本来行政書士や弁護士がやらなあかん仕事に支障をきたすということで、本人通知はできないと言われています。ですけど、「私たちの人権が侵害されているのになんで教えてくれないのか？」ということで今、「本人通知の制度をなんとかつくってくれないか」と国に対して求めていってます。

不正防止の手立てを

こうした流れが構造的で常態化していることが明らかになってきたわけですが、まだ氷山の一角しかわかっていません。このシステムを何とか変えて

いかないといけないと、いろんなとりくみをしてます。

たとえば行政書士会とか弁護士会の大阪や全国の本部があります。でも、職務上請求用紙の依頼者欄があるのは行政書士会だけで、あとは依頼者欄がないんです。司法書士会も弁護士会も税理士会も…。要するに誰から依頼されたかわからない書類だったり、目的を書かなくてもいい様式になっているんです。行政書士の場合は大分縛りがかかりましたけど、他の場合はまだやりたい放題という状況が続いています。ですから何とか「行政書士会のような用紙にしてください」とか、「たくさん用紙を取っている人がいればチェックしてもらえませんか？」と働きかけています。ＴやＫやＹは毎月、何百通も使ってたんです。でも、誰もチェックしなかったんです。何とか戸籍等の不正入手がなくなるような方策をお願いしています。

「部落地名総鑑」の根絶を

それから「部落地名総鑑」は興信所には必ずあって、やりとりされているだろう思います。「持っているでしょう？」と言っても「分かりました」と、出してはくれません。持っていた人に、「これはあかんやろう。こんな戸籍取って、地名総鑑と照合してこの人が同和地区に住んでるかどうか調べて、その人の結婚が破談になったあなたの責任はどうするねん」とずっと話をして、やっと地名総鑑が出てきたわけです。

出させるのはもちろんですけど、こういう本が犯罪になるという法律をつくっていかないといけないと思うんです。「人権侵害救済法」という法律を求めていますけど、政府は「人権擁護法案」という法律にしています。その「人権擁護法案」の中でも、インターネットに部落の地名を書いたり、本の売り買いをしたら犯罪だと、それは差別だと書いてあるわけです。ですから今、部落地名総鑑がいろんなところにあるのに、だれも取り締まることができない。こんな世の中にしてはいけないということで、もっと広範な世論を結集して人権侵害救済法をなんとか勝ち取っていきたいと思います。

差別は犯罪、刑事罰を

この事件でもう一つ判明したことは、行政書士がこんな悪いことをしても、「過料」という罰金だけです。要するに人の幸せな結婚を左右し、不幸のどん底に落とす行為をやっても罰金何万円です。こんなひどいことやったんだから、「行政罰だけではなく、やっぱり刑事罰もいるのではないか」「人の命を奪うような犯罪だ」ということで、刑事罰を与えるべきではないかということです。

それと興信所です。こんなひどいシステムつくってやっているのに何の罪も問われないんです。行政罰も刑事罰

もなく、やりたい放題です。金を儲けてお咎めなしとは「ひどいのではないか」ということです。大阪では興信所探偵社の規制条例というのがありますけど、それも行政罰で刑事罰はないんです。これは大阪だけですから、兵庫県で興信所やっている人には全然役に立たないんです。ですから、「なんとか取り締まるような法律を作ってくれないか」と国会で質問したら、法務大臣が「これはなんとかしないといけない」ということで行政書士らを書類送検しました。つまり、今までこの人たちには行政罰しか与えられず、過料という罰金のみだったが、これは犯罪行為だということで刑事事件として立証しようという形になってきています。「弁護士も理由明示を」との報道もあるように、行政書士だけいくら良い用紙を作ってもいけないわけで、「理由をちゃんと書かせる」とか「依頼者欄」を作るというのもやっと出てきました。

不正に戸籍をとられた人に説明を

市町村に対しては戸籍を取られた人の家にいって「すいませんでした。職務上請求というかたちで法律には違反していない正式な手続きですけども、戸籍を渡してしまいました。ただ、後でこの人たちが、それを商売にして悪いことに使っているということが分かりました、申し訳ありません」と謝罪にいってほしいとお願いをしています。市の方では誰が、いつ頃、どんな理由で取ったか分かるので、取られた人の家に行って「２００４年の５月に住民票が取られています、何か思い当たる節はありませんか？」と。そして、「この悪い行政書士から、その住民票を奪い返します」と。たぶん持ってないとは思うんですけども、こういう取り組みを全市町村でやってほしい」と働きかけています。

身元調査をする側にも問題

こういうシステムが今なお残っているということと、「調べてほしい」という府民がいることが問題です。興信所も行政書士も悪いですけども、結婚の時に「なんとか同和地区の人とは結婚したくない」と思っている府民がいるんです。去年の府民の意識調査でも結婚するときに同和地区かどうか調べたいという人が２割います。「家族に障害者がいるということが気になる」とか「在日の人であることが気になる」というのがパーセンテージで出ています。また「身元調査も仕方がない」といっている府民が大体５割です。ですからこういう商売が成り立つわけです。

それで「身元調査お断り運動」をしよう、府民の考え方も変えていってもらおうということで住民運動をやっていこうと提案しようということになっております。ぜひとも地域でこういう差別を商うシステムをなくしていく、潰していくとりくみをお願いしたいと思います。

〇資料室だより〇

豊中人権まちづくりセンター２階の「資料室」では、部落問題をはじめとする様々な人権問題に関する書籍・資料等を収集し、閲覧、貸し出しを無料でおこなっています。部落問題や他の人権問題の解決に向けた学習、調査研究等に役立てていただければ幸いです。ぜひ、お気軽にお立ち寄りください。

新刊図書のご案内

- 「裁判と人権　平和に幸福に生きるための法律ばなし」
  著者　大川　一夫　　出版社　一葉社
- 「和人文化論　その機軸の発見」
  著者　川元　祥一　　出版社　御茶の水書房
- 「モノになる動物のからだ　骨・血・筋・臓器の利用史」
  著者　中島　久恵　　出版社　批評社
- 「14階段　検証新潟少女９年２ヶ月監禁事件」
  著者　窪田　順生　　出版社　小学館
- 「壊れる男たち　セクハラはなぜ繰り返されるのか」
  著者　金子　雅臣　　出版社　岩波書店
- 「差別とハンセン病「柊の垣根」は今も」
  著者　畑谷　史代　　出版社　平凡社

※お求めの書籍が貸し出し中となっている場合もございますが、ご了承下さい。

利用について

月曜日～土曜日の８時４５分～１７時１５分までご利用いただけます。
センター休館日（日曜・祝日・年末年始）はお休みです。

2006年度賛助会員を募集します！

どんなことをしているの？

部落差別をはじめとする人権問題の解決のために、①ホームページや機関誌による情報発信など情報発信機能を高め、②人権侵害の防止・救済を図る相談機能の充実をし、③資料収集や研究会、公開講座を開催し、④さまざまな人権団体との交流をすすめ、ネットワーク化をはかり、⑤同和行政・人権行政の推進を図ります。

「賛助会員」って？

「協会」をささえていただくサポーターです。同和問題の解決は国民的課題であるとした国の「同和対策審議会答申」（１９６５年）から４０年をへた今日もなお、問題解決に至っていない現実が私たちに提起しているものは何か？「協会」の事業・活動への参加・協力を通じて、それぞれの問題意識が触発され、行動への契機が実る場を創りだすために、知恵と力をお貸しください。

特典はあるの？

年４回発行予定の機関誌「じんけん　ぶんか　まちづくり」をお届けします（今までお届けしている方は、これまでどおりお届けします）。また、講座やイベントなどの案内をします。しいて言えば、部落問題について「識る・視る・聴く」ことができることです。

会費は？

年会費１口・１０００円です。つぎの郵便振替口座に振り込んでください。
口座名：とよなか人権文化まちづくり協会
口座番号：００９６０－８－１５３８０６

問いあわせ先

とよなか人権文化まちづくり協会　　豊中市岡町北３－１３－７
TEL　06(6841)5300　FAX　06(6841)6655
ﾒｰﾙ　jinken@tcct.zaq.ne.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/

一人で悩まないで…

人権相談をご利用ください

時間：午後１時～５時

月・水・金→蛍池人権まちづくりセンター(06-6841-2315)

Eメール　bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

火・木・土→豊中人権まちづくりセンター(06-6841-5300)

Eメール　bpayf811@tcct.zaq.ne.jp

あ・と・が・き

■2006年度もはや６月ですが、５月は雨の日が多くて日照時間が短かったために野菜が高騰したり、ＵＶ商品の売れゆきが伸びないといったニュースが報じられる一方で、子どもが犠牲になる事件・事故が続いています。■バブル景気を超えて戦後２番目となった景気拡大のなか、トヨタが収益１兆円を超え、大手銀行６グループが最高益を更新する一方で、貯蓄ゼロの世帯が５年間で23.8％へ倍増、国民保険を使えない世帯が30万以上、生活保護受給者が８年で1.5倍に急増など、日本社会の二極化・格差社会化があらわになってきています。■ヒトも自然界や生態系を構成する一つの要素だとすれば、気象異変と人心の荒廃は同一線上にあるのかもしれません。そして、運や不運によるのでも自己努力によるのでもなく、生まれ落ちた境遇や経済的条件が決め手になるような社会のいびつさ・ゆがみが、ヒトの心をむしばむ一因になっているような気もします。■５月の連休明けに報じられた「飛鳥会」をめぐる一連の事件は、部落問題の解決や同和・人権行政にかかわる私たちにとっても見過ごすことのできないものです。巻頭コラムとして中川さんに書いていただきました。■大々的な報道によって人々の部落問題や同和行政に対するマイナス・イメージが広がり、事件が全体化・一般化される（言葉は悪いですが、「味噌もクソも一緒にされる」）状況が強まることが懸念されます。■7月18には藤田敬一さんを招いて「人権サロン」を開きますので、ぜひご参加ください。また、今年も賛助会員の募集を行いますので、変わらないご協力をお願いします。次号は９月の予定です。感想・ご意見などもお寄せください。

●編集・発行

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北３－１３－７　豊中人権まちづくりセンター内

TEL　06(6841)5300　FAX　06(6841)6655

Ｅメール　jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ　http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/

郵便振替　00960－8－153806